



東大阪市 介護保険住宅改修費の支給について



介護保険制度では、要支援1・2、要介護1～5と認定された方が、居住している住宅について手すりの取付けや段差解消など対象となる小規模な住宅改修を行い、利用者の心身の状況や住宅の状況等から必要と認められた場合、住宅改修費が支給されます。支給には事前に協議が必要です。事前協議をせずに工事を行った場合は、支給申請の受付はできませんのでご注意ください。

対象の住宅改修の種類

- (1) 手すりの取付け
転倒予防や移動のための手すりの取付けなど
- (2) 段差の解消
敷居を低くする工事やスロープを設置する工事など
- (3) 滑りの防止及び移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更
浴室の床材を滑りにくいものへ変更する工事など
- (4) 引き戸等への扉の取替え
開き戸を引き戸へ等に取り替える工事など
- (5) 洋式便器等への便器の取替え
和式便器から洋式便器への便器を取り替える工事など
- (6) その他(1)から(5)の住宅改修に付帯して必要となる住宅改修
手すりの取付けのための壁の下地補強など

支給限度基準額

- 同一の住宅で20万円を上限とします。被保険者の負担割合は1割から3割となります。20万円を超える金額は全額自己負担となります。20万円以内であれば複数回に分けて利用することができます。
- 要介護度が3段階以上上がった場合(3段階リセット)、1回に限り改めて20万円まで支給が可能となります。

支給方法

- 「償還払い」と「受領委任払い」のどちらかを選択します。
 - 【償還払い】
被保険者が工事費用を一旦全額(10割)負担し、後に市から被保険者の口座に当該住宅改修に要した費用の保険給付分(9割、8割または7割)を支給する制度です。
 - 【受領委任払い】
被保険者が自己負担額(1割、2割または3割)を支払い、残りの保険給付分(9割、8割または7割)については申請に基づき市より施工業者に支払う制度です。
受領委任払いの場合は、施工業者が登録事業者であることが条件となります。

介護保険住宅改修訪問調査

- 事前協議及び支給申請のあったものから必要に応じて訪問調査を行います。
住宅改修を必要とする被保険者本人、必要に応じてその家族等、介護支援専門員等、施工業者の立会いを求めます。

介護保険住宅改修費支給までの手続き

詳細については、住宅改修の手引きを参照してください。

【改修について介護支援専門員等に相談、施工事業者を選定】

介護支援専門員等に相談し、住宅改修の施工事業者とともに動作検証等を行い、改修計画を立てます。介護支援専門員等に理由書を作成してもらいます。
※複数の施工事業者から見積書を取り、比べてみましょう。



【事前協議】理由書や見積書等を市に提出し、住宅改修の内容について協議します。



【審査】審査には1週間程度かかります。※工事前に訪問調査を行う場合があります。



【改修工事着工】「着工可」の回答日以前に着工した場合は、給付対象外となります。



【支給申請】改修完了後、市に必要書類を添えて住宅改修費の支給申請をします。
※工事後に訪問調査を行う場合があります。



【支給決定】支払日は、支給申請受付日の翌月末（銀行営業日）の予定です。

悪質な住宅改修施工事業者にご注意ください

悪質な業者が「市役所から来ました」「介護認定申請代行会社です」「介護保険に入っていますか」などと言って高齢者世帯を訪問し、介護保険被保険者証を提示させ、介護保険を使えば住宅改修工事が安くできるなどとして、ご本人の意思に反した介護保険要介護（要支援）認定申請を迫ったり、住宅改修工事を強引にすすめたり、トラブルになるケースが発生しています。ご注意ください。

【改修を上手に利用するチェックポイント】

- 複数の施工事業者から見積書を取り、金額や改修内容を比べてみましょう。
- ケアマネジャー等とよく相談し、施工事業者としっかり打ち合わせしましょう。
- 金額に上限があるので、状態に応じて使えるよう、計画的に改修しましょう。
- 予定する改修内容に問題がないか、動作確認をしっかりと行いましょう。
- 契約する際は、十分納得するまで説明を受け、安易に書類に印鑑を押さないようにしましょう。
- 工事が終わった後に、実際に使用して不具合がないか確認しましょう。

《申請及び問い合わせ先》

東大阪市福祉部高齢介護室給付管理課
住所：〒577-8521 東大阪市荒本北1丁目1番1号
電話番号：06-4309-3186

手引き及び申請書等は東大阪市のウェブサイトよりダウンロードできます。
《掲載場所》 トップ→健康・医療・福祉→介護保険・高齢福祉→介護保険
→介護サービスの種類→住宅改修費の支給

